

# 2016(平成28)年度 事業報告

一般社団法人 東 友 会  
東京都原爆被害者団体協議会

## 2016年度の重点目標

- 1.2020年までに核兵器廃絶への確かな道筋ができるよう力を尽くします。日本被団協が提唱する「核兵器廃絶国際署名」運動に積極的に参加します。
- 2.戦争への道につながる憲法の改定、関連するいっさいの法制・行政に反対します。
- 3.高齢化した被爆者に親身に寄り添う相談事業を、いっそう強化します。
- 4.原爆死没者を追悼し、「原爆死」のありさまを伝え残すとともに、原爆被害への「国の償い」を求めます。
- 5.被爆の実相普及のため、地域の原爆展・証言活動を援助します。被爆70年事業のひとつ「世界へのことづて」の編纂・出版をすすめます。
- 6.原爆症認定制度の抜本改正のために努力し、ノーモア・ヒバクシャ訴訟の勝利をめざします。
- 7.団体協議体としての協議会のあり方を検討し、法人を強化します。
- 8.東友会の財政の確立をはかります。

## 1.2020年までに核兵器廃絶への確かな道筋ができるよう力を尽くします。 日本被団協が提唱する「核兵器廃絶国際署名」運動に積極的に参加します。

### ①「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」運動 \*東京連絡会の発足と地域での運動

東友会は、2016年4月27日にスタートした「ヒバクシャ国際署名」運動に、積極的に参加しました。9月から都内の団体に要請をはじめ、11月17日に「ヒバクシャ国際署名をすすめる東京連絡会」を発足させ、事務局を担当しています。「東京連絡会」には、東京原水協、東都生協、東京地評、東京民医連、東京土建、新婦人本部など14団体が参加し、メーリングリストで連絡をとりあって運動をすすめています。東京都生協連と東都生協は、2017年夏前から運動を広げることとして、署名用紙の作成をすすめています。

東京連絡会は、独自に10万枚の署名用紙と5000枚のポスターを作成し、東友会と東京原水協が中心になって、年明けから署名を広げました。

東京連絡会の最初の行動は、1月6日の浅草雷門前アピール行動となり、これには東友会からの30人、全体で60人が12団体から参加し、1時間で99人分の署名を集めました。

### **\* 都内各地の積極的な運動**

「東京連絡会」の発足を契機に、都内各地で「連絡会」の結成がすすめられています。「世田谷連絡会」は、2017年2月に発足し、「東京連絡会」と同数の署名用紙に、区長をはじめ区内在住の著名人のよびかけをくわえた署名用紙をつくって運動を広げています。

新宿区では、新宿新和会が区長から署名を得たことから、区庁舎の窓口に署名用紙がおかれ、多摩市でも毎月、多摩やまばと会と新婦人、原水協などが共同の街頭行動を続けています。

これら、地域の地道な活動で、新宿区、世田谷区、武蔵野市、東村山市、府中市、小金井市、多摩市の2区5市の首長から署名が寄せられました。

### **\* 全国連絡会の行動に参加**

日本被団協が参加する「ヒバクシャ国際署名連絡会(全国)」が呼びかけた4月27日の「ヒバクシャ国際署名」スタート行動、9月26日に日本原水協が呼びかけた「核兵器廃絶のための国際行動デー」行動、3月22日の「全国連絡会」の行動は、いずれも渋谷駅ハチ公前でおこなわれ、東友会はこれらの行動にも積極的に参加しました。これらの行動への東友会の参加者はのべ24人、全体で217人となり、集めた署名は872人にのぼっています。

2017年3月22日に開かれた「全国連絡会」の院内集会では、東友会の村田未知子業務執行理事(主任相談員・事務局主任)が、映像を使って作成した相談事例から訴える被爆証言「被爆72年 被爆者の死と生」を上映し、好評でした。これを見たを共同通信が全国の地方紙に配信し、2017年度に入ってからのも団体の会議での上映やマスコミの取材がつづいています。この証言は、2月の日本生協連のピースアクションキックオフ集会でもおこない、全国の生協参加者の感銘を呼びました。

### **\* 世界大会実行委員会の「6.9行動」への参加**

世界大会実行委員会が、毎月6日か9日に京成上野駅前でおこなっている、「核兵器廃絶6.9行動」にも、東友会は毎回参加しました。

これには江東区、大田区、調布市などの被爆者や遺族が毎月参加し、被爆体験を語りながら、ヒバクシャ国際署名への協力を呼びかけ、8回の行動への参加者はのべ44人になりました。

## **② 国連核兵器禁止条約交渉会議に関する日本政府への要求**

2016年10月に広島選出の外相が、国連の核兵器禁止条約交渉会議には「積極的に参加し、

唯一の被爆国として主張すべきことは主張したい」と記者会見で明言していました。しかし、交渉会議の開会直前になっても政府が参加するかどうかを明確にしないことから、東友会は、「核兵器なくそう！3.27大集会」の呼びかけ団体となり、実行委員会に参加しました。東友会とともに日本原水協、全労連、全日本民医連、新婦人中央本部など全国規模の団体が参加する実行委員会は、それぞれの傘下にある都レベルの団体とともに、3月27日集会を持ち、交渉会議への政府の参加を求めました。

3月27日の集会には東友会から40人、全体で250人が参加し、政府の姿勢に厳しく抗議しました。

29日、会議への不参加を決定した政府にたいして「3.27実行委員会」は、緊急の要請行動を首相官邸前でおこないました。前日の呼びかけにもかかわらず、東友会から10人、全体で53人が参加して「核兵器禁止条約つくれ」の横幕を掲げて、「今からでも参加せよ」「政府は被爆者の声を聞け」とコールしました。

### ③核兵器廃絶を求めて海外への代表派遣

国連で核兵器禁止条約交渉会議がひらかれたいた2017年3月26日から4月3日、イギリスの反核団体CND（核軍縮キャンペーン：Campaign for Nuclear Disarmament）から日本原水協に届いた要請にこたえて、東友会は山田玲子業務執行理事と山田みどり事務局員（被爆二世・「おりづるの子」副会長）を派遣しました。

20年前に、CNDの要請でイギリスで証言活動をした山田玲子業務執行理事は広島の実験と被爆者の核兵器廃絶への願いを、山田みどり事務局員は、福島原発事故の後に長い沈黙を破って被爆証言をはじめて実兄について著した絵本の画を掲げて証言しました。二人は、ロンドン、スコットランド、マンチェスター、オールダム、オックスフォードの各地を訪問して証言と感銘を与えました。

二人が持参した英文の「ヒバクシャ国際署名」には、スコットランドのニコラ首相、マンチェスターの副市長、オールダム市長がサインし、トライデント潜水艦が配備されているクライド海軍基地のそばの平和キャンプでは、1985年に東友会が派遣した被爆者が植樹したサクラの木と対面しました。

### ④オバマ米大統領の被爆地・広島訪問

5月27日、伊勢志摩サミットのために訪日したオバマ米大統領（当時）が、被爆地・広島を訪問しました。大統領は、広島平和公園を訪ね、資料館を約10分間見学した後、慰霊碑に献花し、17分間演説しました。

NHKは2時間45分にわたって大統領の言行を実況放送しましたが、日本被団協代表理事でもある大岩孝平代表理事が、解説者として招かれました。

大統領の訪問には、積極的な評価と否定的な評価に分かれました。大岩代表理事は、戦後71年間、現職の米大統領が広島を訪問したことはなかったこと、原爆の非人道性と核兵器のない世界の早期実現への努力が必要なことにふれた大統領の発言に対し、「核なき世

界の実現のために何をするのが、まったくふれられていなかったのが残念ではあるが、大統領を辞めても、ノーベル平和賞受賞者として、核兵器廃絶運動の先頭に立ってほしい」と発言しました。

## ⑤核兵器廃絶と実相普及問題での東京都への要望

7月22日に開かれた東京都福祉保健局との懇談会、9月の都議会民主党、公明党、共産党へのヒアリングで、東友会は、東京オリンピックにあわせた平和祈念館の開設、都の各一部局が実施している平和事業を一本化、東京都による被爆体験記の収集と活用、被爆証言DVDの制作、保存、貸出しを企画を求めましたが、明確な回答はありませんでした。

## ⑥都内の平和・市民団体と連携した事業への参加

### \*お花見平和のつどい2016

2016年4月4日「お花見平和のつどい2016」が、夢の島公園内の第五福竜丸展示館周辺で開かれ、190人が参加しました。

このつどいは、2001年から、東日本大震災直後の11年を除く毎年、第五福竜丸エンジンの移送と設置をすすめた東京の市民・平和8団体(東友会、東京都生協連、東京地婦連、第五福竜丸平和協会、東京原水協、都地消連、主婦連、青年団)が「第五福竜丸から平和を発信する連絡会」として15回開催してきましたが、連絡会の事務局を担当してきた東京地婦連の対応が困難になったため、2016年が最終のつどいとなりました。

共催した各団体は、この16年間、エンジンの保存と桜を育てた運動とともに平和活動について報告し、最後に、参加者が手を繋いでエンジンを囲み、これからも、日本でただ一つの核実験の「証人」である第五福竜丸の船体とエンジンを守り続ける決意を固め合い、16年間の運動の区切りとしました。

### \*ピースアクション in TOKYO&ピースパレード2016

東友会は、2016年5月16日、青山の東京ウイメンズプラザで開催された「ピースアクション&ピースパレード2016」に参加しました。これは、2005年から東友会が東京都生協連、東京地婦連と共催しているつどいで、今年で11回目になります。生協組合員、被爆者、地域の婦人会の人びと200人(東友会から21人)が参加しました。

東友会の村田業務執行理事が作成した「ヒロシマ・ナガサキ『あの日』から生きて」と名付けた構成証言を生協組合員3人が朗読し、家島業務執行理事がスライドを使って、1年間の活動を報告しました。

午後から2年ぶりのピースパレードに移り、表参道から神宮通り公園まで、沿道の人びとに「平和の種」としての野菜の種を配りながら、核兵器廃絶と平和の大切さを訴えて行進しました。

### **\* 2016年原水爆禁止国民平和大行進**

2016年原水爆禁止国民平和大行進が、5月6日江東区夢の島の第五福竜丸展示館前を出発しました。

東友会からは代表と江東区、江戸川区などの被爆者21人が出発集会に参加し、家島業務執行理事がリレートークに参加。参加者は、「我ら生命もてここに証す 原爆許すまじ」の旗を掲げて、港区の芝公園まで行進しました。

7日、行進は芝公園を出発し、品川区、大田区を通過して、川崎市役所まで進みました。東友会からは石飛公也理事をはじめ、港区、江東区、大田区の被爆者6人が参加し、行進を神奈川県に引き継ぎました。

7月20日過ぎから北海道から出発した平和行進が、山梨県、千葉県、埼玉県から東京都内に入り、7月28日に上野に集結しました。都内各地を通る行進に地区の会から積極的に参加し、上野の終結では家島業務執行理事が東友会を代表してあいさつしました。

### **\* 2016年原水爆禁止世界大会、2017年3.1ビキニデー**

2016年8月に広島で開かれた原水爆禁止世界大会に、東友会は濱住治郎業務執行理事を、2017年3月に焼津市などで開かれた「3.1ビキニデー」集会には石飛理事を代表として派遣し、集会の成功に寄与しました。

## **⑦原発ゼロを求める事業**

東友会は月刊「東友」に、「放射線の基礎知識」のタイトルで原爆放射線の問題を2015年1月から2016年12月までの2年間、24回の連載を掲載しました。

執筆は、著名な放射化学者であり、都立大学元総長の佐野博敏監事が担当され、専門知識を生かしながらも、わかりやすい文体が好評でした。

## **2.戦争への道につながる憲法の改定、関連するいっさいの法制・行政に反対します。**

「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」「憲法尊重擁護の義務」と明記された日本国憲法第99条の条文です。2017年5月の憲法記念日に、「憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」とされた日本の現職首相が、2020年に憲法改正をおこなうとの発言を、ビデオメッセージにして送ったことが報道されました。

広島・長崎の核戦争を身を持って体験した原爆被爆者の団体として東友会は、常に日本国憲法の平和主義を遵守して、「戦争を起こすな」「平和を守れ」を運動の基本にしてきました。

2016年度は、学習会などの企画は組めませんでした。5月と7月の国民平和大行進と毎月の「6.9行動」、1月の浅草・浅草寺・雷門前での行動などで、広島・長崎の体験から核

兵器廃絶とともに平和を守る重要性を市民に訴えました。

東友会の各種会議の「はじめのあいさつ」を担当する大岩代表理事、山田玲子・山本英典業務執行理事は、戦争への道につながる政府の動きをその都度指摘し、批判しつづけてきました。

### 3.高齡化した被爆者に親身に寄り添う相談事業を、いっそう強化します。

#### ①東京の被爆者と被爆二世の実態

##### \*被爆者健康手帳所持者

東京都内に住む被爆者健康手帳所持者は、2016年度末に5,486人、最高時の53%になりました。高齡化もすすみ、平均年齢は80.6歳となっています。近年、手帳所持者は、毎年度200人から250人減少しています。(資料：東京都福祉保健局)

##### 【資料】被爆者手帳所持者と平均年齢の推移

年 度 末	2012	2013	2014	2015	2016
手帳所持者数	6,476	6,261	6,010	5,758	5,486
前年度からの増減	-282	-215	-251	-252	-272
前年度比	95.8%	96.7%	96.0%	95.8%	95.3
平均年齢	77.7歳	78.5歳	79.2歳	79.9歳	80.6歳

<注>最高時1988年3月31日(1987年度末)10,365人

##### \*葬祭料

被爆者の葬儀を実施した人に支給される「葬祭料」は、2016年度に261人分が申請されました。(資料：東京都福祉保健局)東友会への死亡連絡が1日に数件とどく日もあり、高齡化の進行とともに亡くなる被爆者が増えています。

新しく被爆者健康手帳を申請する被爆者や転入者もありますが、手帳所持者数の減少が270人程度であることからみて、高齡者となって広島・長崎に帰郷するなど転出者が増えているものと思われます。

##### 【資料】葬祭料申請件数の推移

年 度	2012	2013	2014	2015	2016
葬祭料申請者件数	264	236	228	236	261
申請件数の推移	+52	-28	-8	+8	+25

##### \*被爆二世(被爆者の子)

被爆二世(被爆者の子)の健康診断受診票の所持者は、毎年増加し2016年度末は215人に

なりました。(資料：東京都福祉保健局)これは、被爆二世の最高齢者(昭和21年6月生まれ)が72歳になることから、健康に不安を感じる世代が増えてきたためと考えられます。

【資料】「東京都被爆者の子」(被爆二世)健康診断受診票所持者数の推移

年 度 末	2012	2013	2014	2015	2016
年度末所持者数	6,674	6,883	7,217	7,458	7,673
前年度からの増減	+179	+209	+334	+214	+215
平均年齢	51.0歳	52.0歳	52.9歳	53.9歳	54.8歳

## ②被爆者と被爆二世の諸制度の改善を求める事業

### \*厚生労働大臣との定期協議の開催

ノーモア・ヒバクシャ訴訟全国原告団・弁護団、日本被団協が強く要望してきた厚生労働大臣との「定期協議」が、12月12日、2年ぶりに開かれました。これには東友会から39人、被爆者、弁護団、支援者が全国から118人が参加しました。

協議は、原告の被爆証言にはじまり、日本被団協の「提言」に基づく法改正を日本被団協が要請しましたが、塩崎恭之厚生労働大臣はこの要求を無視したため、東友会の濱住業務執行理事と石川県、長崎県の被爆者が被爆者の現状と願いをこめて発言し、安原幸彦弁護士が「厚労省が基準を最後に改定した後も裁判では原告の9割が勝訴している。裁判を起こせるかどうか、原爆症認定の成否を決めている」と、政府の姿勢を厳しく批判し、制度の抜本改定を要求しました。

### \*厚生労働省担当局に対する要請

東友会は、日本被団協の中央行動のたびにおこなわれる厚生労働省健康局総務課被爆者援護対策室への要請行動に代表を派遣し、相談事例から原爆症認定制度の改善を求め、日本被団協の要求項目に追加してもらうよう要請しました。

日本被団協の要請項目については日本被団協事務局役員から問い合わせがあり、東友会の要望の一部が組み込まれました。

### \*東京都福祉保健局に対する要請

7月22日、毎年恒例の東京都福祉保健局と東友会との懇談会が都庁で開かれました。懇談会は今回で25回。東京都から保健政策部長、疾病対策課長と被爆者援護法系の職員など7人、都内22区市の被爆者と被爆二世40人が参加しました。

東友会も東友会からは山田玲子業務執行理事が広島の被爆体験とともに核兵器廃絶を願って、国内外で被爆証言を続けてきた思いを感動的に証言しました。

要望事項は、被爆者と被爆二世の胃カメラによる胃がん検診の早期開始と健康診断の充実、高齢化にともなう諸制度の改善、東京都と東友会との連携の維持強化、都の委託費の支給と東京オリンピック開催時の平和資料館の開設や被爆体験の資料保存について発言。

被爆二世から、健診時期の通年化について要望しました。

都側からは、被爆者と被爆二世対策の充実について都として政府に要請してきていること、東友会との協力態勢は可能な限り強めたいと回答しましたが、強い希望が出ている胃カメラでの胃がん検診の開始時期、被爆二世健診への胃カメラの実施予定についての回答はありませんでした。

### \*東京都議会に対する要請

東友会は9月2日、10人が参加して、民進党、公明党、共産党、東京みんなの改革の各会派に2017年度予算に関するヒアリングに参加しました。要請内容は、福祉保健局に要望した内容でした。自民党にも文書で同じ内容を要望し、これらは、各党の予算要望書に掲載されました。

とりわけ深刻な被爆二世の胃カメラ検診の実施についてはもみずからも被爆二世である和泉なおみ都議(被爆二世の会・「おりづるの子」会員)が、2017年3月22日の厚生委員会で質問し16人が傍聴しました。しかし、福祉保健局は、国が掲げた基準を振りかざして、被爆二世の要望を無視しました。

## ③東友会原爆被爆者相談所の相談事業

東友会相談所は非被爆者の相談員(東友会事務局員)が担当し、煩雑な事務局の業務とともにすすめています。2016年度は、被爆者、被爆二世からの介護、医療、生活問題などの相談、個別事情が深刻なものが多く寄せられたことが特徴でした。相談件数は、昨年度より1,704件減少し、15,070件となりました。これは、1日平均にして51件になります。

### 【資料】東友会受付相談件数の推移

	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016年度		
					2016年度 件数	2016年度 比%	2015年度 比%
年間件数	17,699	17,004	17,574	16,774	15,070	89.8	85.1
援護法	9,023	10,080	11,017	10,930	9,571	87.5	106.1
患者指導	1,100	1,222	1,468	1,238	1,135	91.7	103.2
生活保護	176	56	55	68	101	148.5	57.4
福祉諸法	3,045	1,873	1,399	1,088	925	85.0	30.4
被爆二世	3,149	2,753	2,664	2,912	2,870	98.6	91.1
その他	1,206	1,020	971	538	468	115.0	38.8
援護法比%	53.8	50.9	50.9	62.7	63.5		

<注>相談件数の最高は、2011年度の20,061件。

「援護法比」は、その年度の全体の件数に占める援護法関係の割合。

「福祉諸法」には介護保険制度の相談をふくむ。



### **\*一般（他人）介護手当への対応**

毎月、申請することが必要な一般（他人）介護手当の申請に、東友会は相談員3人を配置しています。2016年度は、毎月ほぼ100人の一般介護手当の受給の援助をしました。

施設入所、長期入院、他界する介護手当受給者が増えていますが、新規申請とともに家族介護手当を一般介護手当に変更する相談も多く、2015年度に比較して対応人者数は急速に増えています。

一般介護手当の申請には、介護保険関係と介護保険以外に依頼している介護人の領収証と勤務時間の照合が、毎月必要とされ、たいへん複雑になっています。

東友会相談員は、申請書類を一つひとつチェックし、重複や未請求の部分をさがし、申請者のキーパーソンにらせていますが、これは家族ができる実務作業の領域を超えていると考えます。このような状況を打開するために東友会は、介護手当の申請方法についての検討を東京都に要望しています。

### **\*原爆症認定・医療特別手当申請への対応**

2016年度に東友会相談所をつうじた原爆症認定申請は33件となり、東友会のコンピュータに登録されている原爆症認定審査の記録は、年度末で893人分になりました。最近は相談事業委員会が企画する「地区なんでも相談会」や地区の会の相談事業のなかでの「制度を始めて知った」という相談が増えています。

#### **【資料】東友会対応 原爆症認定申請件数の推移**

年 度	2012	2013	2014	2015	2016
対応件数	39	46	38	33	33

<注> 集団訴訟が終結した2009年度の申請対応は94件。

#### **【資料】東友会対応 原爆症認定申請結果の推移**

年 度	2012	2013	2014	2015	2016
認定件数	46	39	32	46	33
却下件数	12	1	3	6	3
合計	58	40	35	52	36

<注> すべての年度に原爆症認定集団訴訟、ノーモア・ヒバクシャ訴訟原告の自庁取消による認定と勝訴判決後の認定を含む。

政府が定めた「新しい審査の方針」の被爆状況は、被爆者手帳申請時の記述で判断されています。このため規定より遠距離で被爆た被爆者が、入市の事実を記載していないために却下されたり、申請を躊躇する状況が続いています。

このため東友会相談員は、家族の手帳記載内容、裁判の判決などを使って申請に協力し

ています。これには、都被爆者援護係が、被爆者手帳申請時の記載についての照会に応じてくれた上での成果でした。

### \* 医療特別手当更新申請への対応

医療特別手当受給者は3年に一度、4月から5月の2カ月間に、「要医療性」を証明する「健康状況届」の提出が求められます。

高齢化によってこの書類の提出を自力でできない被爆者が増えています。さらに、医師の理解も低く、「原爆との因果関係がない」「5年過ぎてがんが再発していないのだから」と、手術の後遺症について診断書を書かないという事例もみられました。東友会は、このような事例に対し、キーパーソンを探して連絡したり、直接医療機関に依頼するなどして対応しました。

#### 【資料】東友会受付 医療特別手当健康状況届件数の推移

年 度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
医療特別手当更新対象者数 A	88人	138人	122人	99人
東友会対応対象者数 B 率(B÷A)	64人 72.7%	108人 78.3%	101人 82.8%	86人 86.9%
認定数(医療特別手当継続) C 率(C÷A)	86人 97.7%	106人 76.8%	99人 81.1%	74人 74.4%
非認定数(特別手当切替) D 率(D÷A)	2人 2.3%	32人 23.2%	23人 18.9%	25人 25.3%

<注>2014年度から国が「要医療性」の基準を見直したため、非認定が増加。

### \* 被爆者と家族を対象にした相談関係の資料の刊行

東友会は「被爆者援護法」が施行された1995年度と96年度に、『被爆者援護法50問50答』(A5版36ページ)を刊行しました。1997年度からは、相談会などで活用できるよう「被爆者援護法・都被爆者援護条例25のポイント」(A4判16ページ)に整理し、年1~2回改訂してきました。

「25のポイント」は23版を2016年度に4,000部を発行しました。介護問題での相談が多いことから、介護保険制度の導入の前年1999年秋から刊行している「介護保険制度と被爆者」も、介護保険制度の改正にあわせて改定、2016年度は32版を4,000部を発行しました。

「25のポイント」と「介護保険制度と被爆者」は、東友会相談員が講師をつとめた地区相談会をはじめ、東京原水協との年末見舞い訪問などで活用されるとともに、地区の会が訪問活動や日常的な相談でも活用し、毎年、注文が増えています。さらに医療機関や介護保険の施設に郵送し、他県の被爆者団体からの注文にも応じました。

### **\*地区の会の相談会や集団健診への東友会相談員の派遣**

2015年度から東友会は、「地区なんでも相談会」を重視して開催しているため、地区の会の総会や相談会、集団での健康診断を実施している医療機関などへの相談員の派遣は減ってきました。

東友会の村田業務執行理事と的早克真理事(相談員・事務局員)は、これらの地区の会の要望に10回、立川ふれあいクリニックでの被爆者集団健診の事前学習と当日に2回参加しく被爆者の制度の普及につとめました。

地区の会相談会は、総会とあわせて開かれることが多く、開催日が土日と祝祭日が多いため、東友会は、「地区なんでも相談会」が開かれた地域を除いた地区の相談会に、年1回、相談員を派遣することになっています。

#### **【資料】東友会相談員が参加した地区相談会の開催**

年 度	2012	2013	2014	2015	2016
開催回数	22カ所	21カ所	28カ所	17カ所	10カ所
参加者数	600人	507人	651人	369人	194人

<注>地区相談会の開催数のこれまでの最高は2005年度の27カ所、参加者数の最高は2000年度の886人。上記には、集団健診への参加は含まず。

### **\*自治体、医療機関、弁護士などの専門家との連携**

2016年度も、東友会相談員は、東友会顧問医の園田久子医師、法人理事の向山新医師をはじめ東京民医連の医師らと連携し、原爆症認定・医療特別手当、介護手当の申請や更新など、診断書が必要な相談や病気に対する不安をかかえた被爆者の相談に対応しました。

芝病院、柳原病院、四ツ木診療所、江東診療所、大森中診療所、代々木病院、西荻診療所、立川ふれあいクリニック、府中診療所が実施している被爆者健診では、医療機関から毎年、東友会や対応する地区の会と連携した集団健診が実施されています。

原爆症認定申請却下後の異議申立には、ノーモア・ヒバクシャ訴訟東京弁護団の内藤雅義団長(東友会監事)、宮原哲朗弁護士(東友会理事)、中川重徳弁護士(東友会会員)などをはじめとする東京弁護団に参加する弁護士が全面協力をしています。

さらに、被爆者と家族の高齢化を反映して、医療機関や介護関連施設などのスタッフの協力、都内・他県の行政職員の協力を得て、援助をおこなう事例はいつそう増加しています。

### **\*日本被団協中央相談所委員会との連携**

東友会は、日本被団協中央相談所委員会に山田玲子業務執行理事を派遣し、全国的に被爆者の相談事業をすすめる日本被団協と連携した相談事業をすすめました。

#### ④相談事業委員会の事業

相談事業委員会(委員長：村山季美枝理事 委員24人)は3回の委員会を開催し、高齢化がすすむ被爆者の相談事業の進め方を検討し、「地区なんでも相談会」や地区相談員研修・交流会を企画推進しました。

##### \*「地区なんでも相談会」の開催

2016年度に東友会は、「地区なんでも相談会」を重点として8カ所開催しました。この企画と運営相談事業委員会が担当しました。

9月には世田谷区、大田と品川地域の2カ所で、10月に東村山市と西武池袋線、国分寺線、多摩湖線の沿線地域、11月に杉並・中野、町田の2カ所、3月に江戸川・江東、北・板橋、調布・稲城・狛江の3カ所で開催し、8カ所の相談会に被爆者と家族213人が参加しました。この「地区なんでも相談会」の一部は、東京都の委託事業として実施しました。

「地区なんでも相談会」は、東友会相談員がスライドを使って、被爆者と被爆二世の制度を説明し、その後の質疑応答の後に、個別の相談も受けるという進行と、被爆者とともに家族にも参加しやすいように、日曜日の午後に開催しました。各地で相談事業委員と開催地の地区の会役員が、司会、受付などを担当してきました。

「地区なんでも相談会」は、東友会から連絡できる被爆者と被爆二世全員に案内を送ることから、地区の会役員が知らない被爆者や被爆二世が参加することが多く、被爆二世から、親の介護や二世自身の問題での質問が多く、各地で活発な質疑がおこなわれました。

##### \*地区相談員研修・交流会

東友会は、都の委託事業とは別に、7月23日に全地域の相談員に呼びかけて研修・交流会を開き、47人が参加しました。この企画も相談事業委員会が担当しました。

この研修・交流会は、午前10時から午後4時までの6時間を4部に分けておこない、昼食時も弁当を囲んで交流しました。

午前は「地区相談員が見た被爆者の生き方」、午後の部は3部とし、「介護保険制度と被爆者の制度活用ポイント」(講師：的早理事)、はたがや協立診療所所長で東友会の顧問医でもある園田久子医師(会員)から、「被爆者外来30年の診察室で知った被爆者の生きがい」についての講演をお願いし、その後、園田医師を囲んだ交流会をおこないました。

##### \*相談員養成研修会の開催(都委託事業)

東京都の委託事業としての相談員養成研修会は四半期ごとに1回、年度内に4回開き、第2回から4回は、「地区なんでも相談会」を委託事業として開催しました。

今年度も被爆者の諸制度の講師は、村田業務執行理事と的早理事が担当しました。

第1回は4月29日に江東区で開催し、参加者は19人でした。

第2回は9月17日に世田谷区で開き20人が参加。第3回は11月3日に杉並区で開催し35人が、第4回は、3月11日に北区で開き23人が参加しました。

### **\* 刊行物の発行(都委託事業)**

東京都の委託事業として東友会は、2016年6月に「相談のしおり」(9,000部)を2017年1月に『常緑樹』(9,000部)を刊行しました。

「相談のしおり」は、毎年、東友会相談員が企画し、被爆者と被爆二世の制度などを掲載。「家族などに読んでもらえるように見つかる場所に保管しましょう」と呼びかけ、例年と同様に、表紙へ氏名、生年月日、手帳番号が記入できるようにしました。

『常緑樹』は、高齢になった被爆者が不安に思う足腰の衰えを防ぐために、スポーツトレーナーで鍼灸師でもある平山雪野さん(被爆二世の会・「おりづるの子」運営委員)に「元気をたもつ手軽な運動～高齢者に役立つストレッチ」のタイトルで書き下ろしてもらいました。

「相談のしおり」は「東友」6月号、『常緑樹』は「東友」1月号とともに都内の全被爆者と被爆二世に送付しました。

### **\* 医療講演会(都委託事業)**

10月16日、東友会は整形外科医の向山新医師(東友会理事)を講師に迎え、府中市で「高齢者の骨のはなし」をテーマに医療講演会を開き、35人が参加しました。この企画、運営も相談事業委員会が担当しました。

向山医師は写真や画をスライドで上映しながら、骨粗鬆症(こつそしょうしょう)の予防と注意から、「適度な運動が大事」と実演もふくめて講演し、手術や自己注射などの治療の方法についても紹介し、好評でした。

## **⑤ 支援者・都民と連携した相談・世話活動**

### **\* 東京原水協との年末見舞い行動**

東友会と東京原水協が共催する「被爆者に年末見舞金を贈るつどい」が、12月11日に開かれ95人が参加しました。

つどいの開催は今年で52回、これまで見舞金を受けた被爆者は10,766人、見舞金の総額は3,263万円となりました。

#### **【資料】 地区の会からの年末見舞い申込数**

年 度	2012	2013	2014	2015	2016
申し込み地区数	40区市	40区市	41区市	37区市	34区市
見舞金配付数	302人	270人	272人	265人	234人

<注>最高時地区数=2005年度 48区市 最高時配付数=1996年度 502人

毎年恒例の講演会のテーマは「なぜ原爆訴訟を継続してきたか」。広島市で長年、被爆者の主治医の一人として活躍し、原爆症認定訴訟を医学面で支えてきた齋藤紀医師が講

演しました。齋藤医師は、スライドを映写しながら、原爆医療法制定前、被爆者に一切の援助がなかった原爆投下からの12年間から、原爆被害にみあった制度を要求し、制度を変えてきた運動を分析し、原爆詩人・峠三吉の詩を挙げて、被爆者の思いを代弁し、参加者を激励しました。つづいて、山田みどり事務局員が、実兄の被爆体験と戦後について著した絵本の画を上映しながら朗読し、感動を与えました。

この「つどい」で手渡された234人分の見舞金は、都内各地の地区の会と地区原水協の代表によって届けられました。

2月12日には、年末見舞行動の成果を確認し合うために年末見舞行動交流会がおこなわれ、東友会と東京原水協から50人が参加して、被爆者の実情や感想などを交流しました。

## **4.原爆死没者を追悼し、「原爆死」のありさまを伝え残すとともに、 原爆被害への「国の償い」を求めます。**

### **①「原爆死没者追悼のつどい」の企画と運営(都委託事業)**

東京都主催による被爆後71年目の原爆犠牲者追悼のつどいが、9月25日、テクノプラザ葛飾で開催されました。

この追悼事業は1965年に品川区の東海寺墓所に「広島・長崎原爆殉難者の碑」を建立した第1回慰霊祭から数えて52回目となりました。3年前から東京都が主催し、一般社団法人東友会が実行主体となって開催しているものです。

追悼のつどいでは、黙禱に続き、東京都知事の代理、東友会代表理事、都議会議長、広島市長代理、長崎市長代理、葛飾区長、参列者代表の田中熙巳日本被団協事務局長の順に追悼のことばが述べられ、死没者名が読み上げられるなか、参列者が献花しました。

被爆証言は、山田みどり事務局員が著した絵本を朗読し、絵本の画がパワーポイントで上映されました。

この式典の前に東友会は、葛飾区青戸平和公園に設置された原爆慰霊碑への献花式典行事もおこないました。原爆慰霊碑前で大岩代表理事が献花し、50人の被爆者や遺族とともに拝礼しました。

### **\*広島・長崎死没者調査・平和祈念式典参列(都委託事業)**

東友会と地区の会は広島・長崎両市に、原爆死没者への追悼と核兵器廃絶の実現を求めて代表を派遣し、地区の会から参加した代表とともに、原爆死没者名簿の照合、平和祈念式典への参列、現地の「東京の木」への献水などをおこないました。

広島には藤澤汎子さん(遺族代表・足立区)、東條明子さん(死没者調査員・練馬区)との早理事を派遣しました。ノーモア・ヒバクシャ訴訟弁護団の合宿に参加した家島・村田業務執行理事もこれらの日程に参加しました。

長崎市には、佐藤静子さん(遺族代表・江戸川区)と吉田千代美さん(多摩市・死没者調

査員)、村田業務執行理事を派遣し、日本被団協の結成60周年式典に参列した大岩代表理事もこれらの日程に参加しました。

## ②原爆犠牲者慰霊碑の維持と管理

2002年3月から続いている「原爆犠牲者慰霊碑」の清掃は、葛飾区の青戸平和公園に移設した後もつづけています。

日常の管理は葛飾区の公園課に、清掃は葛飾区のシルバー事業団に依頼していますが、2016年度も東京の被爆者と遺族の抛り所として守り続けようと地区の会と事務局で、5月、9月、12月、3月に清掃をおこないました。7月の予定は、天候の関係で中止しました。

## ③東友会が植樹した広島・長崎の「東京の木」

広島平和公園のボランティアが発見した8月5日、1971年9月に東京と神奈川の代表が平和公園に植樹したイチョウと45年ぶりに、家島・村田業務執行理事、的早理事が再会しました。5日午後は、猛暑について東京から参加した東友会派遣の死没者調査員と被爆者、家族10人が、広島中央公園に植樹されている「東京の木」ケヤキのもとに集まり、黙祷の後、一人ひとりが水を求めて亡くなった被爆者への思いを胸に献水をおこないました。

6日の式典の後は、広島を訪ねた事務局員が、鶴見橋西詰めにある「被爆者の森」に植樹された「東京の木」イチョウを訪ね、生育ぶりを確認しました。

9日には、長崎市の式典の前に、葛飾・葛友会が長崎市平和公園に植樹したクロガモチと東友会が植樹した「東京の木」クロガネモチへの献水式が続いて開かれました。これには、大岩代表をはじめ東友会が派遣した死没者調査員や地区の会の代表14人が参加しました。

## ④広島・長崎「国立原爆死没者追悼平和祈念館」との連携

東友会は今年も、国立原爆死没者追悼平和祈念館、両市の平和資料館からの依頼にこたえて、被爆証言を録画する被爆証言者の紹介に対応しました。

被爆者の葬祭料申請の際には申請書類や説明書とともに、両市の追悼平和祈念館の原爆死没者の氏名と遺影の登録のお知らせを同封して郵送し追悼事業に協力しました。

## ⑤「原爆被害者の墓」への協力

東友会の山本業務執行理事が被爆60周年を期して建立した「原爆被害者の墓」は、11年目を迎え42人の被爆者と家族が合祀されています。この墓は、有志で構成する原爆被害者の墓保存会が維持しています。

10月30日、八王子市の東京霊園に在る「原爆被害者の墓」の前で恒例の偲ぶつどいが開かれ、大岩代表理事、家島業務執行理事をはじめ35人が参加しました。

この墓には、品川東海寺に在った当時の原爆犠牲者慰霊碑に納められていた22人の分骨と1人の遺髪も合祀されています。

## **5.被爆の実相普及のため、地域の原爆展・証言活動を援助します。 被爆70年事業のひとつ「世界へのことづて」の編纂・出版をすすめます。**

### **①被爆証言の依頼への対応と今後の課題**

東友会には、都内の学校、団体、個人や修学旅行を請け負う旅行代理店などから、被爆者の証言が聞きたいという依頼が届いています。

2016年度の特徴は、生協や新婦人など女性団体からの依頼が増えたことです。これは「ヒバクシャ国際署名」運動の広がりを受けての依頼でした。

近年、被爆当時の記憶を語ることのできる被爆者が80歳以上になってきたため、証言者が少なくなり、夜の依頼などには派遣に対応できない事態もおきています。このため、若年被爆者とともに、被爆二世や被爆者の親族、東友会相談員などが積極的に被爆の実相を伝える活動を広げることが重要です。

2016年度は、海外派遣や他団体での証言に被爆者だけでなく、被爆二世、東友会相談員への依頼があったことも特徴でした。

### **②実相普及委員会の事業**

実相普及委員会（委員長：奥田豊治理事 委員22人）は、2回の委員会を開き、各地区での実相普及活動を展開していくために、次の事業をおこないました。

#### **\* 地域原爆展の開催への援助**

原爆展を毎年開催している地区から、新しい資料を展示したいとの要望が増えてきました。このため実相普及委員会は、地区の会に、貸し出しが可能な資料の紹介や原爆展の活動を交流する「実相普及アンケート」を実施しました。アンケートは22地区から寄せられ、整理をすすめています。

#### **\* 実相普及学習会開催**

10月4日、実相普及委員会の企画で東友会は、被爆体験を語り継いでいくための実相普及学習会を開きました。

都内各地9カ所の被爆者の会が、それぞれの自治体や学校と共同し、様々な工夫をこらして原爆の恐ろしさを継承している活動の報告がありました。

続けて国立市の元職員から1年5カ月をかけて、19人の被爆体験伝承者を育成した国立市の取り組みを学びました。

これは、くにたち桜会の会会長が長年、市へ事業の実現を求め続け実現した取り組みでした。さらに、研修を終えた伝承者の被爆体験も聞き、37人が参加しました。参加者のなかには三鷹市の市議会議員の姿もあり、今後の自治体による被爆の実相普及活動に期待を抱かせるものとなりました。参加した被爆者からは「今後も交流をつづけたい」などの感



想がよせられました。

### ③被爆者の証言集の発行への援助と証言記録の保存

東友会が被爆70周年事業のひとつとして実施した「世界へのことづて」は、278人から寄せられています。2016年度は、この発刊に向けた編集がすすみました。

「世界へのことづて」は、発刊のために集めたものではないことから、内容にばらつきが多く、編集は難しくなっていますが、東友会は2回の編集委員会を開き、新聞「東友」や『常緑樹』などの編集を委託している鍋島聖民さんに、2017年度中の刊行をめざして作業を依頼しています。

## 6.原爆症認定制度の抜本改正のために努力し、 ノーモア・ヒバクシャ訴訟の勝利をめざします。

### ①原爆症認定を求めるノーモア・ヒバクシャ訴訟の勝利をめざす事業

ノーモア・ヒバクシャ東京訴訟は、東京弁護士団(内藤雅義団長＝監事、中川重徳事務局長＝会員)と東京医師団(向山新医師＝理事、園田久子医師＝会員)などが参加し、東京地裁では100%の勝訴率となっています。

#### \*第2次ノーモア・ヒバクシャ訴訟も原告全員勝訴

6月29日、ノーモア訴訟東京第2次訴訟の判決が言い渡され、原告6人全員が勝訴しました。裁判所は、2015年10月29日の原告17人全員につづいて、またも厚生労働省の主張を認めませんでした。

この判決と報告集会には、参加できる原告4人を支えるために120人が参加し、報告集会で快挙を喜び合い、被爆者援護法の趣旨を生かして、制度の抜本改定を求めていくことを誓い合いました。

翌30日、東友会の代表と弁護士団、日本被団協の田中熙巳事務局長は厚生労働省を訪ねて、控訴しないよう厳しく要請しました。しかし、厚生労働省は原告1人だけを控訴、この原告は東友会の山本業務執行理事でした。

#### \*第1次ノーモア・ヒバクシャ訴訟の控訴審つづく

6月12日からはじまった第1次訴訟の控訴審(原告6人)の口頭弁論は、9月27日、10月27日、12月1日、2月3日、3月16日に東京高裁の大法廷で開廷され、いずれも東友会から50人から70人の被爆者が傍聴し、裁判官に鮮烈な印象を与えました。これにの法廷には、東京原水協、東京民医連、東京反核医師の会などからの支援もあり、法廷後には衆議院議員会館の会議室で報告集会がもたれました。

これらの弁論の中で厚労省側は、専門医と呼ばれる医師たちの書面で病名と原爆放射線との因果関係を否定してきました。しかし、医師団と弁護団がそのすべてに効果的に反論したため、さらに5人の医師を証人にするよう裁判所に要望しました。

裁判所がこの証人を受け入れる姿勢をみせたため、被爆者側弁護団も2人の医師を証人に要請し、2017年6月から7月に証人尋問がおこなわれる運びになっています。

## ②裁判によらない原爆症認定問題の解決を求める事業

東友会は、ノーモア・ヒバクシャ訴訟を支援する全国原告団・弁護団の事務局として、弁護士である宮原哲朗理事(原爆症認定集団訴訟全国弁護団連絡会事務局長)、中川重徳会員(ノーモア・ヒバクシャ訴訟全国弁護団連絡会事務局長)に協力して、各地のノーモア訴訟との連携をすすめました。

毎月開かれるノーモア訴訟全国会議に村田業務執行理事を派遣し、2～3カ月ごとに開かれるノーモア・ヒバクシャ訴訟全国弁護団・支援団体の会議の成功に尽力しました。

4月の福岡高裁判決を受けた厚労省申し入れ、上告するな厚労省前行動をはじめ、9月の名古屋地裁判決、10月の大阪地裁判決についても厚労省への申し入れに弁護団とともに大岩代表理事、家島業務執行理事が参加しました。

## ③日本被団協の「提言」にそった抜本改正を求める事業

### \* 裁判の全面解決を求めて8政党の代表に要請

ノーモア・ヒバクシャ全国原告団と弁護団、日本被団協は11月18日、原爆症認定制度の抜本改定を求めて政党への要請をおこないました。

この行動には原告・被爆者、弁護士45人が参加し、自民党、民進党、公明党、共産党、維新の会、自由党、社民党の各党の代表に面談し、集団訴訟の解決を導いた「超党派の議員連盟」をノーモア訴訟でも実現と、厚労大臣との協議を定期化し毎年開催するよう働きかけてほしいと要請しました。

与党は、原爆症認定問題の解決に理解を示しながらも、「与野党の対決が強まっている国会情勢から、超党派議員懇談会は難しい」と回答しましたが、野党からは、「野党の超党派の議員連盟をつくり与党に働きかけたい」「与党を含めた議員連盟は難しいが、持ち帰って検討する」など前向きな回答がありました。

## ④地区の会とすすめる原爆症認定制度の啓蒙

東友会は、「地区なんでも相談会」や地区の会が主催する相談会で、原爆症認定制度の内容と問題点を知らせ、該当する被爆者に申請するよう働きかけました。

このなかで、「地区なんでも相談会」の場での相談や「配付された資料を見た」という問い合わせもあり、「新しい審査の方針」の該当する被爆者の申請を援助することができました。

## 7.団体協議体として協議会のあり方を検討し、法人を強化します。

### ①協議会と法人の体制の検討

東友会は、東京都原爆被害者協議会の三役(会長、副会長、事務局長)を構成メンバーとして法人の業務執行理事会で、今後の協議会の体制について検討しました。

7月と9月には長期展望委員会(委員長：大岩代表 委員7人)を開き、法人と協議会の今後の体制について検討しました。

近年、地区の会の休会がつづくことから、地区の会のない地域の被爆者も構成メンバーにするため、これまでの「東京都原爆被害者団体協議会」の名称から「団体」をはずした「東京都原爆被害者協議会」に改めることにし、協議会の役員会、理事会に提案し、了承されました。協議会の役員体制も、これまでの事務局長、事務局次長、会計を「常任理事」とし、それぞれの負担を軽減することにし、これも協議会役員会、理事会で承認され、団体の名称とともに、協議会総会で審議される運びとなりました。

近年、非被爆者を協議会理事に登録する地区が増えています。これは、被爆者が高齢となり地区の会の運営が困難になり、地区の会の役員に被爆二世や遺族が就任し、会を支えているためと考えられます。東友会が「おりづるの子」(東京被爆二世の会)の事業に協力する立場にあることから、今後の検討の課題となっています。

### ②「おりづるの子」(東京被爆二世の会)の事業への協力

2013年4月、東友会のよびかけで「おりづるの子」が結成されました。東友会はその後も「おりづるの子」の総会や集会に協力してきました。東友会は、2016年度も「おりづるの子」との定期協議を四半期に1回開き、相互の協力関係をつよめました。

東友会が相談事業の重点のひとつにしている「地区なんでも相談会」は、地域内の被爆者と被爆二世全員によびかけて開催していることから、参加者の3割程度が被爆二世だったところもありました。このため「地区なんでも相談会」の場で「おりづるの子」の役員に入会のよびかけをするよう要請し、「おりづるの子」は新しい入会者を得ています。

「おりづるの子」は総会とともに、年2回の学習会を開いて交流を深め、運営委員や会員は、それぞれが住む地区の会の集会などに参加したり、実務を手伝うなどして、被爆者の会の活動に協力しています。

### ③広報委員会の事業

広報委員会(委員長：家島業務執行理事 委員8人)は、12回の委員会を開催し、新聞「東友」の定期刊行などの事業をすすめました。

#### \*新聞「東友」の定期刊行

「東友」は、1月と6月は掌握する全被爆者と被爆二世に発送するために9,000部、他の月は購読料(年間2,000円)を納入する読者と団体、議員、自治体の首長・議長など4,000人

に郵送しています。

広報委員は、毎月会議を開き、被爆者をめぐる情勢を話しあい、紙面の重点を決め、「東友」の取材、写真撮影、校正作業を担当しました。

今年度から、これまでの「被爆者運動賛助費」を『東友』購読料と「相談事業募金」にわけて協力をお願いすることにしたところ、読者が617人も増え、全国各地に有料購読者が広がって、感想や問い合わせも増えています。

「東友」はパソコンで版下をつくり、印刷所に発注する方法で毎月作成しています。東友会はこの作業を専門家の鍋島聖民さんに委託し、読みやすい紙面作りに寄与していただいています。

### **\*新聞「東友」の連載**

2015年1月号から2016年12月号までの2年間、「東友」は「知っておきたい放射線の基礎知識」を放射化学者である佐野博敏監事の協力で連載しました。たいへんに限られた紙面にもかかわらず、難解な放射線の問題を素人にも分かりやすい言葉で紹介された連載は、好評でした。

2017年1月号からの連載は、励まし合いをすすめようと、「八十路を越えても」タイトルで東友会の役員の紹介を始めました。広報委員が取材して原稿を書き、活動の場面を切り取った元気な写真が掲載した企画は、「役員の思いがよくわかった」「励まされる」と好評です。この連載は、役員が終了した後は、協議会理事を紹介することにしています。

### **\*インターネットホームページの活用**

東友会のインターネットのホームページの作成と更新は、専門家の川野一基さんに依頼しています。

東友会のホームページは、毎月必ず更新され、大きな事業があるときはその都度更新するため、検索で上位に表示されることが多く、全国の被爆二世や家族からの相談がありました。ホームページを見た大手旅行代理店から、修学旅行の被爆証言者を紹介の依頼もありました。

### **\*追悼刊行物「生命もて ここに証す」(都委託事業)**

東友会は2016年度も「追悼のつどい」にあわせて、『生命もて ここに証す 2016年版』(B5判40ページ/国と都の慰霊事業刊行物)を1,000部発行し、「追悼のつどい」参列者と東京都内の全自治体、国会議員、都議会議員に配布しました。

今年の内容は、村田業務執行理事が東友会相談事例から作成し、2015年の原爆犠牲者追悼のつどいで上映した証言「被爆70年 被爆者の死と生」を掲載しました。

## **④「猫の手会」のボランティア作業**

2016年度も被爆者の作業グループ「猫の手会」には27人が登録され、毎月4,000部程度

(6月と1月は、「相談のしおり」や『常緑樹』を同封し、掌握している全被爆者世帯と被爆二世に郵送するため2日間で9,000部)の「東友」発送作業をおこないました。

2016年度の年間作業日は18日間、協力者はのべ269人になりました。

## ⑤ 法人と協議会の諸会議の開催

### \* 法人の諸会議

東友会は、法人総会を6月に、法人理事会を6月、11月、2月、5月に開催し、各種の事業をすすめました。

### \* 協議会の諸会議

東京都原爆被害者協議会は、法人の事業を支えるために、6月の総会とともに、毎月の協議会役員会、隔月に協議会理事会を開きました。

## ⑥ 東友会事務局

東友会事務局は、常勤の村田業務執行理事と的早理事と非常勤の事務局員(相談員)が参加する事務局ミーティングを毎週1回開き、1万数千件の東友会の相談事業に対応しながら、実務遂行の中心になりました。

2016年度は、相談事業を強化するため被爆二世であり「おりづるの子」の副会長でもある山田みどりさんを事務局員・相談員に採用しました。山田みどり事務局員は、東京都庁に勤務していた経験も生かして、山口貞雄事務局員・相談員とともに一般(他人)介護手当の毎月の相談を中心に対応しています。

三浦直樹事務局員・事務局員と会計を担当していた松本陽子事務局員が家族の事情で退職しました。このため東友会は、新しく会計担当として千葉茂事務局員を採用しました。

## ⑦ 日本被団協への協力

東友会は、日本被団協が提起したすべての行動、会議などに積極的に参加し、日本被団協代表理事に大岩代表理事を、全国理事に家島業務執行理事、会計監査に石飛理事を選出して、全国の被爆者運動を支えました。

日本被団協が選出、委嘱する事務局次長に濱住業務執行理事を、日本被団協中央相談所委員会委員長に山田玲子業務執行理事を派遣し、日本被団協の執行部の活動も支援しました。

長崎市内で8月8日に日本被団協が開いた結成60周年レセプションには、大岩代表理事と村田業務執行理事を派遣しました。これは原水爆禁止運動に励まされて1956年8月に開かれた第2回原水禁大会に参加した全国の被爆者が、8月10日に長崎市国際文化会館で日本被団協結成大会を開いたことによるものです。

10月12日に都内で開かれた被団協60周年式典・祝賀会では永年にわたり日本被団協を支援した12団体、20人に感謝状が贈呈されました。さらに、東友会の大岩代表理事と34年間

東友会事務局に勤務してきた村田業務執行理事が、全国の65人の功労者にとともに表彰されました。

## 8.財政の確立をはかります。

### ①法人の財政

#### \*法人の一般会計

法人の財政は、被爆者の高齢化にともなって収入が減少し、毎年350万円ほどの支出超過が続いてきました。この補填は、協議会の平和基金会計からの支援を受けてきましたが、2016年度は、この繰り入れを受けずに運営できました。

これは、人件費節減に協力した事務局員の努力と相談事業の成果、新聞「東友」購読者の増加、財政委員会の活動によるものです。

#### \*追悼事業募金の活用

被爆者慰霊事業については、2015年に実施した「追悼事業募金」の残金から不足分を補うことができました。

#### 【資料】法人収入金額の推移

単位：千円

年度	2012	2013	2014	2015	2016
法人会費	7,350	3,040	2,800	2,720	2,780
寄付金	12,491	19,631	17,748	16,325	12,630
委託事業収入	15,794	15,794	15,794	15,794	15,794
新聞会計収益	3,468	2,632	2,646	3,717	2,928
追悼事業募金(繰入額)	511	360	314	704	796
その他	3,206	73	5,737	2,376	1,659
総合計	46,348	42,820	41,530	45,039	36,587

<注>会費＝法人会員 2013年度から1人年間20,000円。2012年度は1人年間50,000円。  
 寄付金＝個人・団体の寄付金、共同募金指定寄付と配分金、実相普及募金、2012年度は慰霊碑移転募金、寄付金は、2012年度まで協議会会計で受けて法人に繰り入れ。一般社団法人東友会への移行後の2013年度からは法人の収入としている。2016年度は相談事業募金を含む。  
 新聞会計収益＝2015年度までは新聞紙代である「被爆者運動賛助費」から「東友」発行費用を差し引いた収益。2016年度は「購読料」から「東友」発行費用を差し引いた収益。  
 追悼事業募金(繰入額)＝2014年度までは追悼のつどい供花料。2015・2016年度は追悼事業会計からの繰り入れ。  
 その他＝2012年度は退職給付金取崩収入を、2013年度には東友会結成55周年募金、2014年度と2015年度は被爆70年事業寄付を含む。2016年度に70年事業会計を法人会計に繰入。

【資料】法人の支出金額の推移

単位：千円

年度	2012	2013	2014	2015	2016
相談事業関係	37,960	32,120	32,035	33,129	31,455
管理事業関係	4,480	4,724	4,368	4,241	4,220
実相普及関係	1,062	1,350	958	1,236	574
慰霊事業関係	2,223	1,054	1,086	1,704	1,835
特別事業関係	400	3,219	632	6,188	602
総合計	44,673	46,125	42,467	39,079	38,686

＜注＞相談事業関係＝相談員人件費、刊行物など。  
 管理事業関係＝事務所費、会議費、通信費など。  
 実相普及関係＝原爆展、海外派遣など。2015年度は被爆70年事業を含む。  
 慰霊事業関係＝追悼のつどい、広島・長崎平和式典への派遣。2012年度は慰霊碑移転事業も含む。  
 特別事業関係＝結成55周年、被爆70周年事業など。2016年度は「ことづて」発行費。

**\* 海外での証言活動への支出**

東友会は日本原水協を通じて届いたイギリスへの被爆証言活動に被爆者と被爆二世を派遣しました。これは2012年度に法人会計に統合した「実相普及募金」の残金から実施しました。

統合時は103万円余の残金がありましたが、2015年のヨーロッパ派遣と今回の派遣で27万円余の追加負担が必要になりました。これは、予定者の親族に不幸があり、直前に派遣者を変更したことも影響しています。このため財政委員会は、2017年度に実相普及募金を呼びかけ、独立会計とすることを検討しています。

**② 協議会の会計**

【資料】協議会会費納入状況と都掌握世帯数の推移

会費額は単位：千円

年度	2012	2013	2014	2015	2016
会費納入金額	5,448	5,243	5,164	4,821	4,607
納入口数	2,730	2,627	2,586	2,361	2,304
納入率%	54.4	54.3	55.8	53.2	53.5
掌握世帯数	5,011	4,837	4,633	4,442	4,304
掌握世帯数増減	197減	174減	204減	191減	138減

＜注＞東友会会費は、1世帯・年間1口・2,000円。納入口数は、その年度に納入された会費口数。納入率はその年度始めの掌握世帯数からみた割合。  
 これまでの最高額は2005年度。6069世帯・納入率68.7%・8,331,000円。

東友会が掌握している被爆者世帯は、年間世帯2,000円の協力をお願いしていますが、会費納入額は、近年5年間で84%に減少しました。しかし、会費納入率は前年度と同率を

維持することができました。

これは東友会が訴えに共感を示し、応えようとする被爆者が増えているととと思われます。協議会費は、2016年度も法人事業を支えるためにその全額が活用されました。

### ③財政委員会の事業

東友会は法人理事で構成する財政委員会(委員長：濱住業務執行理事 委員6人)を2016年度に3回開き、東友会財政を分析し収入を増加させるための工夫と経費削減について検討しました。

#### \*財政問題での長期計画の検討

財政委員会は、高齢化がすすむ被爆者に依拠した会計では、困難な状況がすすむことを考え、東京都の委託事業費の維持、被爆二世、支援者、団体に支援をよびかける方法について検討しました。

さらに長期展望委員会と連携して、今後の事務局体制の検討と人件費の確保について検討することが重要な課題となっています。

#### \*東京都の委託事業費の維持

被爆者数が大幅に減少するなかでも、東京都の委託事業費は、1998年度から3年間削減された後、16年間、同額を維持できています。

これは、東友会の相談事業の実績について、毎年、東友会の懇談会をつづけている担当の福祉保健局から深い理解と共感をえていること、党派を超えた都議会議員の支援を得てきた成果といえます。

#### 【資料】東京都の委託事業費の推移

単位:千円

年度	2013	2014	2015	2016	2017予算
委託費総額	15,794	15,794	15,794	15,794	15,794
増減額	±0	±0	±0	±0	±0

<注>最高は1996・1997年度の1706万円。2000年度から据え置き。

#### \*新聞「東友」購読のよびかけ

東友会は、2016年度から、「被爆者運動賛助費」を新聞「東友」の購読料と「相談事業募金」に分けて協力を呼びかけることにしました。

2016年6月と2017年1月号での呼びかけと、3月号での紙代請求の結果、2016年度の購読者は、2,757人と128%増加しました。これは、新聞「東友」の位置づけをはっきりさせた成果と思われます。

新聞「東友」は国会議員、都議、都内自治体の首長・議長などに寄贈し、被爆者運動への支援と理解を広げるためにも活用しました。



**【資料】 賛助費納入と「東友」発送数の推移**

単位：千円

年 度	2012	2013	2014	2015	2016
新聞購読料	6,136	5,655	5,743	6,428	5,854
納入者数	2,585	2,054	2,029	2,140	2,757
「東友」発送数	4,047	3,598	3,533	3,369	3,315

<注> 「東友」発送部数は年度末3月号の東友会からの発送数。

「新聞購読料」は2015年度までは「賛助費額」。

**\* 協議会と法人への支援の呼びかけ**

財政委員会は、新聞「東友」紙面で、会費納入、相談事業募金のよびかけや説明をおこなうこと、支援者や団体の依頼することにし、1月号の「東友」でひろく呼びかけました。

さらに、団体や有力者に個別の協力を要請するなかで、広島で創建された大手企業の役員である被爆二世から100万円の寄付を受けることができました。

**\* 諸経費の節減への努力**

2016年度は事務局員の努力で、人件費の支出を前年度と比較して150万円余押さえることができました。これは2016年に退職した事務局員の2人のうち、採用を1人にしぼったこと、年金受給者となった専任事務局員の給与を減額できたことが要因です。しかし、事務局員の交代もあり、特定の事務局員に業務が集中し、十分な休暇がとれない状態が続いているため、今後の検討が必要になっています。